

畜産業に係る硝酸性窒素等の暫定排水基準が変更になりました！

畜産業における硝酸性窒素等の暫定排水基準が、従来の「700mg/l」から、より厳しい「600mg/l」に変更になりました(表1の)。この暫定基準の適用期間は、平成28年7月1日から平成31年6月30日までの3年間です。

引き続き、次の点に十分注意してください。

1 水質汚濁防止法により次の規模の畜舎を建設する場合は、工事着手の60日前までに、所管の林務環境事務所へ「**特定施設**」としての届出が必要となります。なお、届出した事項を変更する場合にも届出が必要です。

- ・豚房施設(豚房の総面積が50m²以上)
- ・牛房施設(牛房の総面積が200m²以上)
- ・馬房施設(馬房の総面積が500m²以上)

2 特定施設を設置する事業場からの公共用水域への排水水について、表1の「**排水基準**」を遵守して下さい。

なお、窒素含有量及び燐含有量は表2に示す水域で排水基準が適用となります

3 特定事業場からの排水水について、年1回以上、水質の最も悪いと想定される時期及び時刻に水の量に応じた水質検査を行い、その記録を保存(3年間)することが義務づけられています。

必要な水質検査項目は、表3のとおりです。別紙の山梨県内検査機関一覧を参考に、検査を受けてください。

水質検査の詳細についてのご質問は、所管の林務環境事務所(富士・東部林務環境事務所 0554-45-7811・
峡東林務環境事務所 0553-20-2739)までご連絡ください。

【表1】畜産業に係る排水基準

	適用水域	1日当たりの平均的な排水の量	pH	生物化学的酸素要求量 (BOD) [mg/L]	化学的酸素要求量 (COD) [mg/L]	浮遊物質 (SS) [mg/L]	大腸菌群数 [個/cm ³]	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 [mg/L]
新設	富士五湖水域	7.5m ³ /日以上50m ³ /日未満	5.8 ~ 8.6	30(20)	30(20)	50(30)	-	600
		50m ³ /日以上					3,000	
	市街化区域内の水域	7.5m ³ /日以上50m ³ /日未満		80(60)	80(60)	150(120)	-	
		50m ³ /日以上		3,000				
	上記以外の公共用水域	7.5m ³ /日以上50m ³ /日未満		140(110)	140(110)	180(140)	-	
		50m ³ /日以上		80(60)	80(60)	150(120)	3,000	
既設	全公共用水域	7.5m ³ /日以上50m ³ /日未満	160(120)	160(120)	200(150)	-		
		50m ³ /日以上	3,000					

備考: 1.「新設」とは、昭和50年8月1日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和50年8月1日において現に設置されている特定事業場をいいます。

2.()内の数値は、日間平均を表します。

3.生物化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼に排出される排水について適用します。

平成28年7月1日～平成31年6月30日までの暫定排水基準

【表2】窒素及び磷の排水基準

適用水域	1日当たりの平均的な排水の量	窒素含有量の排水基準 [mg/L]	磷含有量の排水基準 [mg/L]
精進湖、本栖湖、山中湖、河口湖、西湖、城山ダム貯水池(津久井湖)及び相模ダム貯水池(相模湖)に流入する公共用水域	50m ³ /日以上	120	16
小河内ダム貯水池(奥多摩湖)に流入する公共用水域(丹波山村・小菅村)		170 豚房を有するものに限り	

【表3】検査項目

1日当たりの平均的な排水の量	検査項目(表1の項目)
7.5m ³ 未満	と
7.5m ³ 以上50m ³ 未満	と と , または
50m ³ 以上	と と と , または

注: **(pH)と(硝酸性窒素等)は、日排水量に関わらず測定し、その結果を記録・保存することが必要**です。

【別紙】県内検査機関

事業者名(名称)	所在地	電話番号
(株)環境計量センター 山梨検査所	南アルプス市宮沢129-1	055-284-8131
環境未来(株)	中央市流通団地1-6-1	055-274-0788
(株)山梨県環境科学検査センター	甲斐市竜王新町2277-12	055-278-1600
(有)韮崎環境メンテナンスサービス	韮崎市龍岡町若尾新田848	0551-22-1805
(株)メイキョー	甲府市徳行2-2-38	055-228-2858
(有)山梨環境分析センター	都留市大幡1110	0554-45-6696
環境公害分析センター(有)	甲府市青葉町4-9	055-233-3163
中央環境理研(株)	南アルプス市小笠原6	055-283-6155
(株)環境管理コンサルタント	甲府市堀之内町45-1	055-220-2700
(一社)山梨県食品衛生協会	甲府市国母6-5-1	055-228-1830
(公財)山梨県下水道公社	笛吹市石和町東油川字北畑417	055-263-2738
(株)アセラ	甲府市西高橋町156	055-232-2030
(株)小泉大泉環境研究センター	北杜市大泉町西井出字石堂8240-2037	0551-20-5720
(株)AKI研究所	笛吹市石和町唐柏695-1	055-267-9611
エヌエス環境(株)	南巨摩郡南部町7459-2	0556-64-8316
山梨県農業共済組合連合会	甲府市宝1-21-20	055-228-4711